

水道週間

6月1日～7日「生活も ウイルス予防も 蛇口から」

6月1日～7日を水道週間と定め、厚生労働省や各自治体の水道事業者ではさまざまな広報活動などを行っています。

この活動は、水道事業に対する関心を高めていただくとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的とし毎年実施されています。第63回を迎える今年のスローガンは「生活も ウイルス予防も 蛇口から」です。

浄水処理の仕組みについては、市ホームページでも紹介しています。

一般向け「浄水処理の仕組み」ID 1029598

子ども向け「水をきれいにするしくみ」ID 1029530



一般向け



子ども向け

※今年の水道週間における市内浄水場見学および水道相談所の開設は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止します。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

◇水道水は安全にご使用いただけます (ID 1036818)

新型コロナウイルスやインフルエンザなどのウイルスに対しては、一般的に塩素による消毒効果が高いとされています。市では、法令に定められた適切な塩素消毒を実施し、安全な水を供給しています。安心してお使いください。

上下水道局浄水課(水質検査室) (☎83・6940 FAX83・6941)

◇水道料金などのお支払いに関するご相談について (ID 1037144)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少したなどの事情により、一時的に水道料金、下水道使用料のお支払いが困難な人の相談に応じます。

上下水道局お客さまセンター(☎73・3988 FAX73・6288)

ID 1028021

水道水フッ素およびその化合物検査結果

採水場所	系 統	採水月日
		4月6日
すみれガ丘	惣川浄水場	0.16
ゆずり葉台	惣川浄水場(生瀬経由)	0.16
長尾台	小浜浄水場(川面経由)	0.25
安倉中	小浜浄水場	0.28
東洋町	阪神水道	0.07
中山桜台	小浜・県営水道	0.15
大原野	小浜・県営水道	0.19
武庫山	惣川・阪神水道	0.09

単位=mg/l、厚生労働省の水質基準は0.8mg/l以下です。

上下水道局浄水課(水質検査室)
(☎83・6940 FAX83・6941)

水道メーターの法定取り替え

ID 1012071

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、本市でも地域ごとに取り替えています。6月の取り替え対象地区は下記のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを委託業者が投函します。

都合の悪い場合は、お知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。

実施期間 6月18日(金)～7月22日(祝)

対象地区 亀井町、御所の前町、光明町、高司、高松町、大吹町、大成町、谷口町、中野町、美幸町、福井町、末成町、駒の町、鹿塩、仁川うぐいす台、仁川旭ガ丘、仁川宮西町、仁川月見ガ丘、仁川高丸、仁川高台、仁川台、仁川団地、仁川北、仁川町(西宮市)、千種、蔵人字深谷、塔の町、西谷

上下水道局お客さまセンター(☎73・3988)